

中国人民銀行上海本部の『中国(上海)自由貿易試験区における分帳核算業務域外融資とクロスボーダー資金流動のマクロプルーデンス管理実施細則(試行)』を公布することに関する通知

上海試験区企業のオフショアローン調達に資本金の2倍まで可能に

トランザクションバンキング部

2015年2月12日付で、中国人民銀行(PBOC)上海本部より『中国(上海)自由貿易試験区における分帳核算(分離勘定記帳)業務域外融資とクロスボーダー資金流動のマクロプルーデンス管理実施細則(試行)』(銀総部発[2015]8号、以下略称「8号通知」)が公布されました。公布日より施行されます。

「8号通知」は、中国(上海)自由貿易試験区(以下、「上海試験区」)所在企業(以下、「区内企業」)の自由貿易口座を経由したオフショアローン調達限度を最大で「資本金+資本剰余金」の2倍を上限とする等の内容を含んでいますが、具体的な限度額は通貨や期間により異なります。

1. 目的・経緯

本件は区内企業が「自由貿易口座」を用いてオフショアローンを調達する方法について規定しており、企業の資金調達の円滑化および調達コスト削減を目的とするものと考えられます。

区内企業は、今後オフショアローンを調達するに当たり、従来一般的であった「投差に基づく外債管理」、2014年2月から可能となった「区内企業の人民元建てオフショアローンにおける払込済資本金額に基づく管理」または今回の「8号通知」に基づく新方式を選択できるようになります。

【図表1:「8号通知」および関連の深い政策概要】

公布時期	政策名称	概要 (8号通知との関連が深い部分のみ)
2014年2月	中国人民銀行上海本部「中国(上海)自由貿易試験区における人民元クロスボーダー使用の拡大を支援することに関する通知」(銀総部発[2014]22号)	区内企業が人民元建てオフショアローンを払込済資本金 ¹ の範囲内で調達できることを規定
2014年5月	中国人民銀行上海本部「中国(上海)自由貿易試験区の自由貿易口座に関する細則」(銀総部発[2014]46号)	区内企業が「自由貿易口座」を開設できることを規定
2014年12月	全国人民代表大会常務委員会「中国(広東)自由貿易試験区、中国(天津)自由貿易試験区、中国(福建)自由貿易試験区および中国(上海)自由貿易試験区拡大区域において関連法律が規定した行政審査批准の一時調整を国務院に授権することについての決定」	上海試験区の範囲に陸家嘴金融エリア、金橋開発エリア、張江ハイテクエリア(合計91.9平方km)を含めることを決定
2015年2月(今回)	中国人民銀行上海本部「中国(上海)自由貿易試験区における分帳核算(分離勘定記帳)業務の域外融資とクロスボーダー資金流動のマクロプルーデンス管理実施細則(試行)」(銀総部発[2015]8号)	区内企業が自由貿易口座を用いたオフショアローンを最大で「資本金+資本剰余金」の2倍まで調達できることを規定

¹ 区内企業の場合「払込資本×1倍×人民銀行が規定するマクロプルーデンス政策変数」。区内非銀行金融機構の場合「払込資本×1.5倍×人民銀行が規定するマクロプルーデンス政策変数」。政策変数は当初「1」とし、人民銀行が随時調整。

2. 具体内容

「8号通知」は「試験区分帳核算業務域外融資」として「上海地区の金融機構が試験区分帳核算ユニットを経由して取扱う域外からの資金流入」および「区内企業と非銀行金融機構が自由貿易口座を経由して行う域外からの資金流入」の2つを規定していますが、ここでは「区内企業が自由貿易口座を経由して行う域外からの資金流入」を対象を絞って説明させていただきます。

(1)「8号通知」の概要

上海試験区に所在する企業は、中国域外から「資本金+資本剰余金」の2倍を上限としたオフショアローン(外債)を調達することができるようになります。このオフショアローン(外債)は自由貿易口座の活用が前提となっており、人民元建て・外貨建ての両方が対象として管理され、期間・通貨を問わず「残高ベース」で管理されます。

尚、限度枠内における残高ベースの管理方式には、新たな3種類の掛け目(通貨・期間・融資類型別によるリスク転換変数)の概念が導入され、通貨・期間等に応じた掛け目が設定されており、人民元建て・中長期(1年超)の外債の場合に最も利用可能額が大きくなる内容になっています(後述)。

(2)従来方式と今回の通知との比較

従来方式と比べて貸付期間・資金調達限度枠・限度額管理方法に下表のような変化が見られます。

【図表 2:従来方式との比較】

		従来方式	試験区スキーム	
			人民元外債(22号)	今回の「8号通知」
①	対象	域内外商投資企業(区内企業、区外企業いずれも含む)	区内企業(中資・外資)	区内企業(中資・外資) ※試験区拡大に伴い陸家嘴、金橋、張江エリアも対象となる見込み
②	通貨	人民元及び外貨	人民元	人民元及び外貨
③	口座	人民元:一般口座 外貨:専用口座	人民元専用口座 (上海地区の金融機関)	自由貿易口座(人民元および外貨。上海地区の金融機関)
④	用途	経営範囲内活動で使用 ※有価証券投資、金融デリバ商品投資、委託貸付等での利用不可	区内生産活動・プロジェクト建設、域外プロジェクト建設等で使用 ※有価証券投資、金融デリバ商品投資、委託貸付等での利用不可	自由貿易口座の関連規定に合致する自社の生産経営活動、区内および域外プロジェクト建設で使用
⑤	貸付期間	商業原則により決定	1年以上(1年含む)	1年超、1年以下両方可
⑥	資金調達限度枠	投融資差範囲内	払込資本金×1倍×政策変数(当面「1」) ※試験区発足前に設立済の外商投資企業は従来方式による管理も可	資本*×オフショアローンレバレッジ率**×政策変数(当面「1」) *「払込資本+資本剰余金」(直近期の資本金払込検査報告あるいは会計報告ベース) **区内法人企業の場合「2」。 ※従来方式による管理も可
⑦	限度額管理方法	人民元:発生額ベース管理(枠復活せず) 外貨:短期は残高管理、中長期は発生額管理	残高ベース管理(返済後枠復活)	残高ベース管理(返済後枠復活)。オフショアローン(外債)に加え以下も含む。 ・外貨貿易融資(×20%) ・オフバランス与信(×20% or 50%)

○外債限度枠の計算方法

外債限度枠 = (資本金 + 資本剰余金) × オフショアローンレバレッジ率 × 政策変数

*当初、オフショアローンレバレッジ率は「2」、政策変数は「1」

○限度枠内の残高計算方法

限度枠内残高 = 各オフショアローン(外債)残高 × ①期間リスク変換変数 × ②通貨リスク変換変数 × ③融資類型リスク変換変数の合計

*①～③の変数が大きい方が資金調達限度枠内での調達金額が少なくなります。

【リスク転換変数】

- ① 期間:短期(1年以内) = 1.5、中長期(1年超) = 1
- ② 通貨:外貨 = 1.5、人民元 = 1
- ③ 融資類型:オンバランス取引(オフショアローン) = 1
オフバランス取引は形態に応じて0.2 or 0.5

(3)管理方式

「8号通知」では、以下のような管理が求められています。

【図表3:「8号通知」において要求されている管理(一例)】

1. オフショアローン管理方式の選択
区内企業は、現行の外債管理モデルと、本通知による管理モデルのどちらかの方式を選択することができ、決済銀行を通じて中国人民銀行上海本部へ備案(届出)することが必要。 新たな管理モデルを選択した場合、現行の管理モデルに基づいて実行されたオフショアローン(外債)の残高は、新方式管理に算入される。
2. 実行時の「分帳核算域外融資業務」申告
区内企業はオフショアローン(外債)契約を締結後、入金の日 3 営業日前までに、銀行を通じて中国人民銀行上海本部へ「分帳核算域外融資業務」申告を実施。
3. 財務内容の公示
区内企業にオフショアローン(外債)が発生した場合、区内企業は「試験区企業年報公示プラットフォーム」を通じて、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書を公示。
4. 外債登記・備案、情報送付
<ul style="list-style-type: none"> ・外貨建てオフショアローン(外債)は外債管理関連要求に基づき中国人民銀行上海本部に外債登記あるいは備案を実施。 ・人民元建てオフショアローン(外債)は銀行を通じて中国人民銀行上海本部の関連システムに関連融資情報を送付。

3. 日系企業への想定される影響

「8号通知」により、オフショアローン(外債)の利用可能額が増加する企業は相応に見込まれます。特に、従来の外債登記可能枠(投注差)が資本金対比少額であり、また、過去の外債実施により、既に外債登記可能枠を費消している企業に大きな影響を及ぼす内容となっています。

2015年3月より上海自貿区エリアが陸家嘴、金橋、張江エリアにまで拡大予定であることから、これらのエリアに所在する企業も対象となる見込みですが、対象地域は上海試験区に限定しており、同じく2015年3月より新たに設置される予定の天津市・広東省・福建省の自由貿易試験区は対象に含みません。

本件通知の詳細運用につきましては不明な点も多く、引き続き確認を行ってまいります。また、今後も試験区の改革に関する細則が公布され次第、ご案内させていただきます。

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>中国人民银行上海总部关于印发《中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务境外融资与跨境资金流动宏观审慎管理实施细则（试行）》的通知 （银总部发〔2015〕8号）</p> <p>国家开发银行、各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行、中国邮政储蓄银行上海（市）分行、自贸区分行；交通银行、上海浦东发展银行、上海银行、上海农商银行；其他城市商业银行上海分行；上海市各外资银行；上海市各非银行金融机构：</p> <p>根据《中国人民银行关于金融支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见》（银发〔2013〕244号），经中国人民银行批准，现将《中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务境外融资与跨境资金流动宏观审慎管理实施细则（试行）》印发给你们，请按照中国人民银行上海总部（含中国人民银行上海分行和国家外汇管理局上海市分局）的统一部署稳妥实施。 特此通知。</p> <p style="text-align: right;">中国人民银行上海总部 2015年2月12日</p> <p>附件： 中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务境外融资与跨境资金流动宏观审慎管理实施细则（试行）</p> <p style="text-align: center;">第一章 总则</p> <p>第一条 为进一步促进自由贸易试验区（以下简称“试验区”）贸易投资便利化，提升金融服务试验区实体经济跨境发展的能力，防范试验区境外融资风险，根据《中国人民</p>	<p>中国人民銀行上海本部の『中国(上海)自由貿易試験区における分帳核算業務域外融資とクロスボーダー資金流動のマクロプルーデンス管理実施細則(試行)』を公布することに関する通知 （銀総部発〔2015〕8号）</p> <p>国家開発銀行、各政策銀行、国有商業銀行、株式制商業銀行、中国郵便貯蓄銀行上海(市)支店、自貿区分支店；交通銀行、上海浦発発展銀行、上海銀行、上海農商銀行；その他都市商業銀行上海支店；上海市各外資銀行；上海市各非銀行金融機構：</p> <p>『中国人民銀行の金融が中国(上海)自由貿易試験区の建設を支援することに関する意見』(銀発〔2013〕244号)に基づき、中国人民銀行の批准を経て、ここに『中国(上海)自由貿易試験区における分帳核算(分離勘定記帳)業務域外融資とクロスボーダー資金流動マクロプルーデンス管理実施細則(試行)』を公布する、中国人民銀行上海本部(中国人民銀行上海支店と国家外貨管理局上海市分局を含む)の統一調整に基づき確実に実施すること。 ここに通知する。</p> <p style="text-align: right;">中国人民銀行上海本部 2015年2月12日</p> <p>附属資料： 中国人民銀行上海本部の『中国(上海)自由貿易試験区における分帳核算業務域外融資とクロスボーダー資金流動のマクロプルーデンス管理実施細則(試行)』を公布することに関する通知</p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第一条 自由貿易試験区(以下略称、“試験区”)の貿易投資の利便化を更に促進し、金融サービス試験区における実体経済の国境を超えた発展能力を高め、試験区の域外融資リスクを防止するため、『中国人民銀行の金融が中国(上</p>

行关于金融支持中国（上海）自由贸易试验区建设的意见》（银发〔2013〕244号）及其他有关规定，制定本细则。

第二条 本细则所称试验区分账核算业务境外融资是指上海地区金融机构通过试验区分账核算单元办理的从境外融入资金的行为和试验区内企业及非银行金融机构通过自由贸易账户从境外融入资金的行为，以下简称“分账核算境外融资”。

试验区内企业和非银行金融机构可以在现行外债及境外借款管理模式和本细则宏观审慎管理模式下任选一种模式适用，并通过其结算银行向中国人民银行上海总部备案。一经选定，原则上不再更改。如确有合理理由需要更改的，须通过结算银行向中国人民银行上海总部提出申请。更改仅限一次。原管理模式下的外债或境外人民币借款未偿余额计入新选择的模式管理。

本细则所称金融机构是指：经中国人民银行、中国银监会、中国证监会和中国保监会批准在上海地区设立各类法人金融机构和全国性金融机构在上海设立的分支机构，且这些机构已经按照中国人民银行上海总部发布的《中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务实施细则（试行）》和《中国（上海）自由贸易试验区分账核算业务风险审慎管理细则（试行）》要求建立内部试验区分账核算管理制度，接入中国人民银行上海总部的相关系统（含外汇局系统，下同）。

第三条 中国人民银行上海总部（含中国人民银行上海分行和国家外汇管理局上海市分局，下同）负责分账核算境外融资和跨境资金流动的宏观审慎管理相关工作，并和其他金融监管部门建立协调、合作机制。

第二章 分账核算境外融资管理规则

第四条 区内企业、非银行金融机构和提供试验区分账核算业务的金融机构，可以从境

海）自由貿易試験区の建設を支持することに関する意見』（銀発〔2013〕244号）およびその他関連規定に基づき、本細則を制定する。

第二条 本細則でいう試験区分帳核算業務域外融資とは、上海地区の金融機構が試験区分帳核算ユニットを通じて域外から資金を調達する行為と、試験区内企業および非銀行金融機構が自由貿易口座を通じて域外から資金を調達する行為を指す（以下略称、“分帳核算域外融資”）。

試験区内企業と非銀行金融機構は、現行の外債および域外借入管理モデルと、本細則によるマクロプルーデンス管理モデルのいずれかの方式を選択して適用し、あわせてその決済銀行を通じて中国人民銀行上海本部へ備案（届出）することができる。一旦選択すると、原則として変更することはできない。もし変更が必要な合理的理由を確かに有する場合、決済銀行を通じて中国人民銀行上海本部へ申請を提出しなければならない。変更は一度に限る。元の管理モデルにおける外債あるいは域外人民元借入の未返済残高は、新しく選択した管理モデルに計上する。

本細則でいう金融機構とは、中国人民銀行、中国銀監会、中国証監会と中国保監会の批准を経て、上海地区に設立した各種法人金融機構と全国性金融機構が上海に設立した分支機構を指し、且つこれらの機構は中国人民銀行上海本部が既に公布した「中国（上海）自由貿易試験区分帳核算業務実施細則（試行）」と「中国（上海）自由貿易試験区分帳核算業務リスクプルーデンス管理細則（試行）」の要求に基づき、内部で試験区分帳核算管理制度を構築し、中国人民銀行上海本部の関連システム（外貨管理局のシステムを含む、以下同様）に接続する。

第三条 中国人民銀行上海本部（中国人民銀行上海支店と国家外貨管理局上海市分局を含む、以下同様）は、分帳核算域外融資とクロスボーダー資金流動のマクロプルーデンス管理関連業務に責任を負い、あわせてその他金融監督管理部門と協働、連携する体制を構築する。

第二章 分帳核算域外融資管理規則

第四条 区内企業、非銀行金融機構と試験区分帳核算業務を提供する金融機構は、域内（区内を含む）から融資を

内（含区内）融资，也可以从境外融资，并遵循风险可控原则。其中，境外部分采用境外融资杠杆率、风险转换因子和宏观审慎调节参数的方式进行管理。

中国人民银行上海总部可根据试验区跨境及跨区资金流动、区内及境内信贷供求情况，对境外融资杠杆率、风险转换因子、宏观审慎调节参数等进行调整，必要时还可根据维护国家金融稳定的需要，采取控制分账核算境外融资总规模等临时应急管理措施。

第五条 区内企业和金融机构通过试验区分账核算单元从境外融入的本外币资金按余额（指已提用未偿余额，下同）合并计算总规模，计算公式为：

分账核算境外融资=∑ 境外融资余额*期限风险转换因子*币种风险转换因子*类别风险转换因子

境外融资按期限划分，可分为中长期融资与短期融资两类。中长期融资是指融资双方约定还款期限在1年以上（不含）的境外融资，短期融资是指融资双方约定还款期限在1年以下（含）的境外融资。中长期融资的期限风险转换因子设定为1，短期融资的期限风险转换因子设定为1.5。中长期融资在一年内发生提前还款累计超过3次的，所有未偿融资及新发生融资将均按短期融资计算。

境外融资按币种划分，可分为人民币融资与外币融资两类。境外融资以人民币计价结算的，币种风险转换因子设定为1，以外币计价结算的，币种风险转换因子设定为1.5。

境外融资类别按表内表外划分，可分为表内融资与表外融资两类。表内融资的风险转换因子设定为1，表外融资（或有负债）的风险转换因子设定为0.2和0.5二档。

第六条 分账核算境外融资计算规则

一、不计入分账核算境外融资的业务类型

受けることができ、域外から融資を受けることもできるが、リスクコントロール可能原則を遵守しなければならない。そのうち域外部分については、域外融資レバレッジ率、リスク転換変数とマクロプルーデンス政策変数方式を採用して管理を行う。

中国人民銀行上海本部は、試験区の越境／越区資金流動、区内および域内の貸付供給状況に基づき、域外融資レバレッジ率、リスク転換変数、マクロプルーデンス政策変数等の調整を行うことができ、必要な時は国家金融の安定を維持する必要性に基づき、分帳核算域外融資総量規模コントロール等の臨時緊急管理措置を採ることができる。

第五条 区内企業と金融機構は、試験区分帳核算ユニットを通じて域外から調達する人民元・外貨資金の残高（既に引出したが返済していない残高を指す、以下同様）ベースで総規模を合計する。計算公式は以下の通り：

分帳核算域外融資=∑ 域外融資残高×期限リスク転換変数×通貨種類リスク転換変数×類型別リスク転換変数

域外融資は期限により分けられ、中長期融資と短期融資の2種類に区分される。中長期融資とは借入人と貸付人双方が返済期限を1年超として契約した域外融資を指し、短期融資とは借入人と貸付人が返済期限を1年以下として契約した域外融資を指す。中長期融資の期限リスク転換変数は1に設定し、短期融資の期限リスク転換変数は1.5に設定する。中長期融資は1年以内に累計3回を超過する繰上返済がなされる場合、全ての未返済融資および新たに調達する融資は短期融資として計算する。

域外融資は通貨種類により分けられ、人民元融資と外貨融資の2種類に区別される。域外融資が人民元建てで決済される場合、通貨種類リスク転換変数を1に設定し、外貨建てで決済される場合、通貨種類リスク転換変数を1.5に設定する。

域外融資の種類がオンバランスかオフバランスかにより分けられ、オンバランス融資とオフバランス融資の2種類に区別される。オンバランス融資のリスク転換変数は1に設定し、オフバランス融資（偶発債務）のリスク転換変数は0.2と0.5の2段階に設定する。

第六条 分帳核算域外融資の計算ルール

一、分帳核算域外融資に計上しない業務種類

(一) 吸收的存款。金融机构基于自由贸易账户服务，从境外主体吸收的境外本外币存款不计入分账核算境外融资。

分账核算单元如将吸收的外币存款资金存放在境内机构（含上级法人机构）时，按现行外币外债管理规则计入该机构的外债余额。

(二) 贸易信贷、非融资性担保与人民币贸易融资。区内企业因开展真实跨境贸易产生的贸易信贷（包括应付和预收）和人民币贸易融资不计入分账核算境外融资。金融机构因办理基于真实跨境贸易结算产生的各类人民币贸易融资，不计入分账核算境外融资。金融机构因支持实体经济开展国际贸易及投资活动而出具的非融资性担保不计入分账核算境外融资。

(三) 自用熊猫债。区内企业的境外母公司在境内发行人民币债券并用于集团内设立在区内全资子公司的，不计入分账核算境外融资。

(四) 集团内资金往来。区内企业主办的集团内跨境资金（仅限生产经营活动产生的现金流和实业投资活动产生的现金流）集中管理业务不计入分账核算境外融资。

(五) 转让与减免。分账核算境外融资转增资本或已获得债务减免等情况下，相应融资金额不再计入分账核算境外融资。分账核算境外融资形成的区内债权资产真实出表，并向境外转让后获得的境外资金不再计入分账核算境外融资，原计入的分账核算境外融资不变。

二、计入分账核算境外融资的业务类型

(一) 外币贸易融资。金融机构和企业的外币贸易融资按 20% 计入分账核算境外融资，其中期限转换因子统一按 1 计入。

(二) 表外融资（或有负债）。金融机构因向自由贸易账户客户提供基于真实跨境交易和资产负债币种及期限风险对冲管理服务需要而形成的对外或有负债（包括融资性担保），按 20% 计入分账核算境外融资；因自身币种

(一) 吸收した預金。金融機構が自由貿易口座サービスを通じて、域外主体から吸収した域外の人民元・外貨預金は分帳核算域外融資に計上しない。

分帳核算ユニットが吸収した外貨預金を域内機構（上級法人機構を含む）が留保する場合、現行の外貨外債管理規則に基づき、当該機構の外債残高に計上する。

(二) 貿易貸付、非融資性保証と人民元貿易融資。区内企業が真実のクロスボーダー貿易を展開して生じた貿易貸付（買掛と前払いを含む）と人民元貿易融資は分帳核算域外融資に計上しない。金融機構が真実のクロスボーダー貿易決済を取扱って生じた各種人民元貿易融資は、分帳核算域外融資に計上しない。金融機構が実体経済における国際貿易および投資活動の展開を支援するために発行した非融資性保証は分帳核算域外融資に計上しない。

(三) 自家使用のパンダ債。区内企業の域外親会社が中国域内で人民元債券を発行し、且つグループ内で区内に設立した全額出資子会社で使用する場合、分帳核算域外融資に計上しない。

(四) グループ内の資金のやり取り。区内企業が幹事を務めるグループ内のクロスボーダー資金（生産経営活動キャッシュフローと実業投資活動キャッシュフローに限る）集中管理業務は分帳核算域外融資に計上しない。

(五) 譲渡と減免。分帳核算域外融資の資本金転換あるいは債務減免等を取扱った状況において、相応する融資金額は分帳核算域外融資に計上しない。分帳核算域外融資が形成した区内債権資産の真実のオフバランス化、かつ域外へ譲渡した後に取得した域外資金は分帳核算域外融資に計上しない、元々計上していた分帳核算域外融資は変更しない。

二、分帳核算域外融資に計上する業務種類

(一) 外貨建貿易融資。金融機構と企業の外貨建貿易融資の 20% を分帳核算域外融資に計上する、そのうち、期限轉換変数は一律 1 を計上する。

(二) オフバランス融資（偶発債務）。金融機構が自由貿易口座の顧客に対し、真実のクロスボーダー取引及び資産債務通貨種類・期限に基づくリスクヘッジ管理サービスを提供することで形成した対外偶発債務（融資性保証を含む）については、20% を分帳核算域外融資に計上する。金融機構

及期限风险对冲管理需要，参与国际金融市场交易而产生的或有负债，按 50%计入分账核算境外融资。

企业和金融机构跨境担保已实际履约并构成新的跨境融资关系的金额按实际情况计入分账核算境外融资。

(三)其他。其余各类对外负债均按实际情况计入分账核算境外融资。

中国人民银行上海总部可根据业务开展情况及风险管理需要，对计入分账核算境外融资的业务类型进行调整。

第七条 分账核算境外融资的上限不得超过其资本*境外融资杠杆率*宏观审慎调节参数。其中：资本，除另有表述外，包括实收资本（或股本）和资本公积两部分，以最近一期境内注册会计师出具的验资或审计报告为准。分账核算境外融资上限计算原则上每年进行一次。

分账核算境外融资杠杆率按主体类型设定。其中：区内法人企业（分支机构不适用）设定为其资本的 2 倍。已建立分账核算单元的区内非银行法人金融机构设定为其资本的 3 倍，非银行金融机构的上海市级分账核算单元设定为其境内法人机构资本的 8%。已建立分账核算单元的区内新设法人银行机构设定为其一级资本的 5 倍，银行上海市级分账核算单元设定为其境内法人机构一级资本的 5%。未建立分账核算单元但在其他金融机构分账核算单元开立自由贸易账户的区内法人非银行金融机构按其资本的 2 倍设定，非银行法人金融机构在区内的直属分公司按境内法人资本的 5%设定。

宏观审慎调节参数初始值设定为 1。

第八条 分账核算境外融资利率由双方按照商业原则在合理范围内自主确定。

分账核算外币境外融资以提款日的折算汇率按以下方式折算计入：

已在中国外汇交易中心挂牌交易（含区域挂

の自らの通貨種類及び期限のリスクヘッジ管理需要、または国際金融市場取引への参加により発生した偶発債務については、50%を分帳核算域外融資に計上する。

企業と金融機構のクロスボーダー保証が実際に履行され、あわせて新たなクロスボーダー融資関係を構成した金額は、実際の状況に基づき分帳核算域外融資に計上する。

(三)その他。その他各種対外債務は全て実際の状況に基づき分帳核算域外融資に計上する。

中国人民銀行上海本部は業務展開状況およびリスク管理の必要性に基づき、分帳核算域外融資に計上する業務種類の調整を行うことができる。

第七条 分帳核算域外融資の上限は、その資本×域外融資レバレッジ率×マクロプルーデンス政策変数を超えてはならない。そのうち、資本には、別途の説明を除いて、払込資本金（あるいは株主資本）と資本剰余金の 2 つを含み、域内登録会計士が発行した直近の験資（資本金払込検査）報告書あるいは会計監査報告書に準ずる。分帳核算域外融資の上限計算は原則年 1 回実施する。

分帳核算域外融資のレバレッジ率は主体種類により設定する。そのうち、区内法人企業（分支机构は除く）はその資本の 2 倍に設定する。既に分帳核算ユニットを構築した区内非銀行法人金融機構はその資本の 3 倍に設定し、非銀行金融機構の上海市級分帳核算ユニットはその域内法人機構資本の 8%に設定する。既に分帳核算ユニットを構築した区内新設法人銀行機構はそのコア資本の 5 倍に設定し、銀行上海市級分帳核算ユニットはその域内法人機構コア資本の 5%に設定。分帳核算ユニットをまだ構築していないがその他金融機構の分帳核算ユニットにて自由貿易口座を開設した区内法人非銀行金融機構はその資本の 2 倍に設定、非銀行法人金融機構が区内で直接支配する分公司は域内法人資本の 5%に設定する。

マクロプルーデンス政策変数の初期値は 1 とする。

第八条 分帳核算域外融資金利は双方の商業原則に基づいて合理的な範囲で自主的に確定する。

分帳核算外貨域外融資は引出日の為替レートで以下方式に基づいて換算し計上する；

中国外貨取引センターで既に公示取引中（区域での公示

牌)的外币,适用人民币汇率中间价或区域交易参考价;未在中国外汇交易中心挂牌交易的货币,适用中国外汇交易中心公布人民币参考汇率。

第三章 分账核算境外融资宏观调控触发机制

第九条 中国人民银行上海总部根据“宏观审慎原则”的要求,会同有关部门建立试验区分账核算境外融资宏观调控工作机制。该机制由风险预警指标体系及相应的宏观调控政策工具构成。

第十条 中国人民银行上海总部根据系统采集的数据以及试验区经济金融运行和跨境跨区资金流动情况建立相应的分账核算境外融资风险预警指标体系。主要的预警指标包括:境外融资规模预警指标、境外融资结构预警指标(境外融资货币结构指标、汇率敏感度指标、期限结构指标、期限错配率等)、跨境/跨区资金流动预警指标、区内信贷供求预警指标等。

分账核算境外融资参数类调控工具包括境外融资杠杆率、风险转换因子和宏观审慎调节参数,其他类工具包括延长融入资金的账户存放期限,对融入资金征收特别存款准备金、征收零息存款准备金、以及必要时为维护国家金融稳定采取的规模控制等。

中国人民银行上海总部可根据监测和风险控制需要对上述风险预警指标和宏观调控政策工具进行调整和完善。

第十一条 试验区分账核算境外融资风险预警设置I级(轻度风险)、II级(中度风险)以及III级(重度风险)三个风险级别。

风险预警指标达到风险级别临界值时,中国人民银行上海总部将向金融机构发出相应的风险预警,并可以采用上述工具进行相应的调节。调节可以采用单一工具或组合工具的方式进行,也可针对单一、多个或全部金融

取引を含む)の外貨は、人民元レート中値あるいは区域取引参考値を適用する;中国外貨取引センターで公示取引されていない通貨は、中国外貨取引センターが公布した人民元参照レートを適用する。

第三章 分帳核算域外融資のマクロコントロール触発体制

第九条 中国人民銀行上海本部は“マクロプルーデンス原則”の要求に基づき、関連部門と共同で試験区分帳核算域外融資マクロコントロール業務体制を構築する。当該体制は、リスクアラーム指標体系および相応のマクロコントロール政策ツールから構成される。

第十条 中国人民銀行上海本部はシステムにて採集したデータおよび試験区における経済金融情勢と越境/越区の資金流動状況に基づいて、相応の分帳核算域外融資リスクアラーム指標体系を構築する。主なアラーム指標は以下を含む:域外融資規模アラーム指標、域外融資構成アラーム指標(域外融資の通貨構成指標、為替敏感度指標、期限構成指標、期限ミスマッチ率等)、越境/越区資金流動アラーム指標、区内貸付供給アラーム指標等。

分帳核算域外融資の変数類コントロールツールは、域外融資レバレッジ率、リスク転換因子とマクロプルーデンス調整変数を含み、その他ツールは資金調達口座の保有期限の延長、調達資金への特別預金準備金、ゼロ金利預金準備金、および必要時には国家の金融安定性を維持するために採られる規模コントロール等を含む。

中国人民銀行上海本部はモニタリングとリスクコントロールの必要に応じて、上述のリスクアラーム指標とマクロコントロール政策ツールを調整、改善することができる。

第十一条 試験区分帳核算域外融資のリスクアラームとして、I級(軽度リスク)、II級(中度リスク)およびIII級(重度リスク)の3つのリスク等級を設定する。

リスクアラーム指標がリスク等級臨界値に達するとき、中国人民銀行上海本部は金融機構へ相応のリスクアラームを発信し、あわせて上述のツールで相応の調整を行うことができる。調整は単一ツールあるいはツールを組み合わせた方式を採ることができ、単一、複数あるいは全金融機構に対して

机构进行。金融机构应配合中国人民银行上海总部的宏观调控管理。

因风险转换因子、境外融资杠杆率和宏观审慎调节参数调整导致期间分账核算境外融资余额超出上限的，原有融资合约可持有到期；在分账核算境外融资余额调整到新上限前，不得办理新的分账核算境外融资业务。

第四章 信息报送与资金用途

第十二条 区内企业和非银行金融机构应当在境外融资合同签订后但不晚于提款前三个工作日，通过其结算银行向中国人民银行上海总部办理分账核算境外融资业务申报。

试验区主体应如实向银行提供以下材料：

(一) 境外融资合同正本及合同主要条款复印件，合同为外文的应另附合同主要条款的中文译本。

(二) 营业执照。

(三) 最近一期验资或审计报告。

(四) 董事会对境外融资事项的决议；非银行金融机构的分公司境外融资时需提交其境内法人机构的授权文件。

(五) 截至申报日境外人民币借款、外币外债和以本企业为被担保人的境外担保等情况说明。

(六) 针对前述材料应当提供的补充说明。

银行发现区内企业和非银行金融机构提交材料证明的实际融资数额超出本细则规定的分账核算境外融资计算上限时，应拒绝为其办理境外融资资金结算，并向中国人民银行上海总部报告。

金融机构分账核算单元发生境外融资业务的，应直接通过中国人民银行上海总部的相关系统办理申报。

所有分账核算境外融资业务材料留存结算银行备查，保留期限至融资业务结束后5年。

第十三条 银行在为区内企业和非银行金融

行うことができる。金融機構は中国人民銀行上海本部のマクロコントロール管理に協力しなければならない。

リスク転換変数、域外融資レバレッジ率とマクロプルーデンス政策変数の調整により一定期間の分帳核算域外融資残高が上限を超えた場合、元の融資契約の期日到来まで持つことができる。分帳核算域外融資残高における調整が新たな上限に達する前に、新たな分帳計算域外融資業務を行ってはならない。

第四章 情報報告送付と資金用途

第十二条 区内企業と非銀行金融機構は、域外融資契約締結後、遅くとも引出日の3営業日前までに、その決済銀行を通じて中国人民銀行上海本部へ分帳核算域外融資業務を申告しなければならない。

試験区主体は事実通りに銀行へ以下資料を提供しなければならない：

(一) 域外融資契約原本および契約の主要条項のコピー、契約が外国語の場合は、別途契約主要条項の中国語翻訳を添付しなければならない。

(二) 営業許可証。

(三) 直近の验资報告書あるいは会計監査報告書。

(四) 董事会の域外融資事項に対する決議。非銀行金融機構の分公司が域外融資を行うときはその域内法人機構の授權書の提出が必要。

(五) 申告日までの域外人民元借入、外貨外債と本企業が被保証人となっている域外保証等の状況説明。

(六) 前述の資料に対して提出が必要な補充説明。

区内企業と非銀行金融機構が提出した資料が証明する実際の融資金額が本細則規定の分帳核算域外融資計算の上限を超過していることを銀行が発見した場合、その域外融資資金決済の取り扱いを拒否し、あわせて中国人民銀行上海本部に報告しなければならない。

金融機構分帳計算ユニットに域外融資業務が発生した場合、直接中国人民銀行上海本部の関連システムを通して報告しなければならない。

分帳核算域外融資業務の全資料は決済銀行が検査に備えて保管し、保管期間は融資業務が終了してから5年間とする。

第十三条 銀行が区内企業と非銀行金融機構のために分

机构办理分账核算境外融资结算业务时，需在中国人民银行上海总部的相关系统中查询区内企业和非银行金融机构的分账核算境外融资基本信息，确认其境外融资符合本细则规定。

对于首次办理分账核算境外融资业务的区内企业和非银行金融机构，银行在查询基本信息前，应根据其提供的上述材料，将其资本等情况发送中国人民银行上海总部的相关系统，自动生成分账核算境外融资计算上限。已办理分账核算境外融资的试验区主体因发生收购兼并等重大资本变更时，可向银行提供相关证明，申请在系统中变更资本相关信息。

区内主体在分账核算境外融资计算上限内发生外币境外融资或非资金划转类本外币计价的境外融资的，应按外债管理相关要求向中国人民银行上海总部办理外债登记或备案手续；发生分账核算人民币境外融资的，应通过开立自由贸易账户的结算银行向中国人民银行上海总部的相关系统报送相关融资信息。

第十四条 区内企业和非银行金融机构分账核算境外融资所得资金的使用应符合自由贸易账户相关规定，用于自身的生产经营活动、区内及境外项目建设，并符合国家和试验区产业宏观调控方向。

金融机构通过其试验区分账核算单元办理的境外融资应用于分账核算业务自身的经营活

第十五条 区内企业发生分账核算境外融资业务的，应通过试验区企业年报公示平台公示其标准格式的年度资产负债表、损益表和现金流量表；金融机构分账核算单元应于每年6月30日前利用试验区企业年报公示制度及时更新在本行开立自由贸易账户企业的

帳核算域外融資決済業務を取扱う場合、中国人民銀行上海本部の関連システムで区内企業と非銀行金融機構の分帳核算域外融資の基本情報を調査し、その域外融資が本細則規定に合致しているかを確認しなければならない。

初めて分帳核算域外融資業務を取扱う区内企業と非銀行金融機構に対して、銀行は基本情報を調査する前に、提出された上述資料に基づき、その資本等の情報を中国人民銀行上海本部の関連システムに送付し、分帳核算域外融資の計算上限を自動作成しなければならない。既に分帳核算域外融資業務を取扱っている試験区主体は買収、合併等の重大な資本変更が発生したときには、銀行へ関連証明を提供し、システムの資本関連情報の変更を申請することができる。

区内主体は分帳核算域外融資計算上限内で外貨域外融資あるいは非資金振替類の人民元・外貨建の域外融資が発生した場合、外債管理関連要求に基づき中国人民銀行上海本部に外債登記あるいは備案手続を行わなければならない。分帳核算人民元建域外融資が発生した場合、自由貿易口座を開設している決済銀行を通じて中国人民銀行上海本部の関連システムに関連融資情報を送付しなければならない。

第十四条 区内企業と非銀行金融機構の分帳核算域外融資から得た資金の用途は、自由貿易口座関連規定に合致し、自らの生産経営活動、区内および域外プロジェクト建設に用いるほか、国家と試験区の産業マクロコントロールの方向性に合致しなければならない。

金融機構がその試験区分帳核算ユニットを通じて取扱う域外融資は、分帳核算業務自体の経営活動に用い、区内と域外で使用し、実体経済発展に貢献するほか、国家と試験区の産業マクロコントロールの方向性に合致しなければならない。

第十五条 区内企業に分帳核算域外融資業務が発生した場合、試験区企業の年度報告公示プラットフォームを通じてその標準形式の年度貸借対照表、損益表とキャッシュフロー表を公示しなければならない。金融機構の分帳核算ユニットは毎年6月30日より前に試験区企業の年度報告公示制度を利用して当該銀行が開設した自由貿易口座企業の

資本等情况。

对于经营期超过1年但仍没有在公示平台上公示其相关信息，或被列入经营异常名录的企业，金融机构不得为其办理分账核算境外融资跨境结算业务。已经办理的分账核算境外融资业务可以持有到期。中国人民银行等六部委发布的重点监管企业名单内的企业，金融机构应审慎为其办理分账核算境外融资跨境结算业务。

第五章 非现场核查、现场检查与违规处理

第十六条 中国人民银行上海总部定期或不定期对金融机构和区内企业通过试验区分账核算单元办理的境外融资情况进行非现场核查，发现疑问的，发起监测查疑，金融机构应及时反馈；必要时可发起现场检查。

第十七条 发现未及时或虚假报送分账核算境外融资有关信息的，中国人民银行上海总部将在查实后对涉及的金融机构做出通报批评，限期整改并可根据《中华人民共和国中国人民银行法》和《中华人民共和国外汇管理条例》等有关规定进行查处。

发现超规模开展分账核算境外融资，或融资款项用途与本细则规定不符的，资金尚未使用的，应原路退回所融入的款项；资金已经使用的，中国人民银行上海总部可根据《中华人民共和国中国人民银行法》和《中华人民共和国外汇管理条例》等有关规定对借款主体进行处罚；情节严重的，可暂停其开展分账核算境外融资业务。

对于办理超额分账核算境外融资结算的金融机构，中国人民银行上海总部将责令整改；对于多次发生办理超额分账核算境外融资结算的金融机构，中国人民银行上海总部可暂停其开展分账核算业务。

第六章 附则

第十八条 本细则由中国人民银行上海总部

資本等の状況を遅滞無く更新しなければならない。

経営期間が1年を超過するが公示プラットフォーム上にその関連情報を公示していない、あるいは経営異常リストに掲載された企業に対して、金融機構はその分帳核算域外融資クロスボーダー決済業務を行ってはならない。既に取り扱っている分帳核算域外融資業務は期日到来まで保有できる。中国人民銀行等6部委が公布した重点監督管理企業リストの企業について、金融機構はその分帳核算域外融資クロスボーダー決済業務には慎重に対応しなくてはならない。

第五章 オフサイト検査、オンサイト検査と規定違反処理

第十六条 中国人民銀行上海本部は定期的あるいは不定期に金融機構と区内企業の試験区分帳核算ユニットの取扱いを通じて域外融資状況のオフサイト検査を行い、問題を発見した場合、モニタリング疑義検査を行い、金融機構は遅滞無くフィードバックしなければならない。必要な時はオンサイト検査を行ってもよい。

第十七条 分帳核算域外融資関連情報に遅滞あるいは虚偽の送付を発見した場合、中国人民銀行上海本部は調査確認後に関連金融機構に対して批評を行って通報し、是正期限を設定し、あわせて『中華人民共和国中国人民银行法』と『中華人民共和国外貨管理条例』等の関連規定に基づき処理することができる。

規模を超過した分帳核算域外融資、あるいは融資用途と本細則規定の不一致が発覚し、資金が未使用の場合、元のルートで融資金額を送り返さなければならない；資金を既ら使用していた場合、中国人民銀行上海本部は『中華人民共和国中国人民银行法』と『中華人民共和国外貨管理条例』等の関連規定に基づき借入主体に処罰を与える；事態が重大な場合、その分帳核算域外融資業務の展開を一時停止させることができる。

規模を超過した分帳核算域外融資決済を行った金融機構に対して、中国人民銀行上海本部は是正を命じる；分帳核算域外融資決済額を超過した取り扱いが何度も発生している金融機構に対して、中国人民銀行上海本部はその分帳核算業務の展開を一時停止させることができる。

第六章 附則

第十八条 本細則は中国人民銀行上海本部が解釈に責任

<p>负责解释。</p> <p>第十九条 本细则自公布之日起施行。中国人民银行上海总部此前有关规定与本细则不一致的，以本细则为准。</p>	<p>を負う。</p> <p>第十九条 本細則は公布日から施行する。中国人民銀行上海本部の以前の関連規定と本細則が不一致の場合は、本細則を基準とする。</p>
---	---

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国）トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様自身でご判断くださいますよう、宜しくごお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室
 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大厦 22 階 照会先：山脇佳奈 TEL021-6888-1666 ext.4259